

平成27年7月1日

答申第558号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK横浜放送局ハートプラザの受信設備（2台）の受信契約者及び所有者」について、開示の求めがあった。

NHKは、横浜放送局ハートプラザに設置している受信設備（モニター）の所有者は開示したが、NHKの施設内に設置しているNHK所有の受信設備は放送受信契約の対象外なので、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年7月1日（第220回審議委員会）

第574号諮問、審議、答申